

●申告相談の日程・受付枠

| | ●午前の部 9:00 ~ 12:00 (受付時間 8:45 ~ 11:00) | | | ●午後の部 13:00 ~ 17:15 (受付時間 8:45 ~ 16:00) | | |
|--------------------------------------|---|---------------|------|---|---------------|------|
| | 受付枠 | 内 LINE 予約枠 | 内当日枠 | 受付枠 | 内 LINE 予約枠 | 内当日枠 |
| 2/16(月) | 60 | — | 60 | 上限なし | — | 上限なし |
| 2/17(火)～3/16(月) ※(木)・(土)・(日)・祝を除く | 60 | 30 | 30 | 上限なし | 45 | 上限なし |
| 2/21(土)及び3/1(日) ※休日開催日 | 70 | 70 | — | ▪ 休日開催日は午前のみとなります。 ▪ LINEによる事前予約のみで 当日受付はありません。 | | |

●ご注意ください

- 受付枠の上限に達した場合は、時間内であっても受付を終了します。予めご了承ください。
- 午後の受付枠上限はありませんが、当日受付の場合、相談を受けるまでかなりの待ち時間が生じる可能性があります。また、目安となる時間は受付時にお伝えしますが、当日の状況により相談時間が目安より遅れることがあることをご理解・ご承知の上、当日受付をお願いいたします。
- 市民交流センターの開館は8:30です。時間前に来られても、会場には入れません。
- 毎週木曜日は、会場が休館日のため申告相談は行いません。
- 市役所地下駐車場（第1駐車場）は、混雑が予想されます。周辺駐車場もご利用ください。
- 期間中は、税務課での申告相談はお受けできません。

★例年、申告会場は大変な混雑となります。

混雑緩和のために、便利な以下の方法についてもご検討・ご活用をお願いします。

小諸市公式LINEで 相談の予約ができます

当日受付に並ぶことなく、待ち時間の少ない便利なLINE予約をぜひご利用ください。本人がLINE予約できない場合でも、ご家族やお知り合いの方が代理で申請することも可能です。（LINE1アカウントあたり3名まで予約可能です）

▶期間
希望する相談日の前日17:00まで
(3/15(日)まで)

▶方法
小諸市公式LINEのメニューから
予約申し込み

24時間365日申告可能な オンライン申請(e-Tax)をご利用ください

申告会場における混雑緩和のため、メンテナンス期間を除きいつでもどこでもお手持ちのスマートフォン等で申告可能なe-Taxの積極的なご利用をお願いします。

▶ご利用いただいたの方の割合
⇒ 約55%

R6年分申告では、確定申告をした7571人の市民の方の内、4201人（約55%）がe-TAX（税務署でのスマホ申告を含む）をご利用いただいている。

予約方法はコチラ▶



e-Taxについて▶



スマホ申告説明会を開催します

市民交流センターにて、佐久税務署の職員の説明によるスマホ申告説明会を開催します。お手持ちのスマートフォン等で申告可能なe-Taxの操作方法を実際に確認申告が行えます。

▶開催日 2/3(火)
▶申込み

右の二次元コード
から申込み▶



所得税・個人消費税・贈与税の 確定申告

佐久税務署にて申告会場を開設します。詳しくは広報こもろ1月号P16をご覧ください。



市県民税等 申告相談

期間 2/16(月)～3/16(月)

詳細はコチラ▶



会場 市民交流センター（こもろプラザ2階）

- 問 ▪市県民税申告相談について 税務課 市民税係
▪確定申告、源泉徴収票、e-Taxについて 佐久税務署 ☎0267-67-3460

●申告が必要な方

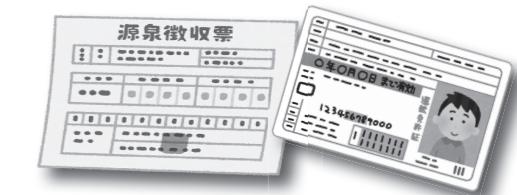
- 申告については、広報こもろ1月号の9ページ及び16ページ（佐久税務署からのお知らせ）もあわせてご確認ください。
○所得税に関するご相談や過年の確定申告に関するご相談、内容が複雑な申告等については税務署での確定申告をお願いします。詳しくは佐久税務署へお問い合わせください。



▲広報こもろ
1月号

●申告相談に必要なもの ※申告内容に応じて、次の資料等をご用意ください。

- マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カード及び運転免許証等の身分を証明するもの
- 利用者識別番号が確認できる書類（所得税の確定申告をする方）
- 給与や年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書と収入・経費の確認できる帳簿や領収書
- 国民年金や健康保険等の保険料の領収書や証明書
- 生命保険料や地震保険等の領収書や払込証明書
- 医療費控除の明細書
- 障害者手帳、要介護認定書
- 還付を受ける本人の預金通帳



●各種書類の準備について

国税庁ホームページ「令和7年分 確定申告特集」も参考にしてください。

国税庁 HP▶



●事前の準備をお願いします

会場の混雑緩和や滞在時間の短縮のため、必要書類の事前作成にご協力をお願いします。

- 営業・農業・不動産所得のある方.....「収支内訳書」を必ず作成してください。
- 医療費控除を申告する方.....「医療費控除の明細書」を必ず作成してください。

★「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」を作成していない場合、申告相談はお受けできません。
必ず事前に作成の上お越しください。

●申告を忘ると…

所得額や税額は国・県・市の様々な制度を利用する際の基準となるため、申告を忘ると、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金保険・保育料・市営住宅使用料等に影響を及ぼすことがあります。